

## 今後の復旧・復興事業の規模と財源について

平成 25 年 1 月 29 日  
復興推進会議決定

被災地の復旧・復興のための施策・事業については、これを円滑に実施し、加速化を図ることとする。

このため、「集中復興期間」（平成 23 年度～平成 27 年度）における復旧・復興事業の規模と財源について、下記のとおり、見直しを行うこととする。

### 記

#### 1. 事業規模

平成 23 年度から平成 24 年度までの間に予算に計上された施策・事業の規模は、約 17.5 兆円（国・地方合計（公費分））である<sup>1</sup>。

加えて、平成 25 年度予算案における施策・事業の規模は、3.3 兆円程度（同）<sup>1</sup>であり、さらに、現時点において、今後の「集中復興期間」（平成 26 年度及び 27 年度）に確実に実施が見込まれる施策・事業の規模は、2.7 兆円程度（同）である。このため、「集中復興期間」に実施する施策・事業の規模は、合わせて少なくとも 23.5 兆円程度（同）と見込まれる。

#### 2. 財源

「集中復興期間」における復旧・復興に充てる財源として、これまで 19 兆円程度が確保されている。

今般、日本郵政株式の売却収入として見込まれる 4 兆円程度を追加する他、23 年度決算剰余金等により 2 兆円程度を確保することにより、「集中復興期間」の財源として、合計 25 兆円程度を確保する。

---

<sup>1</sup> 原子力損害賠償法、原子力損害賠償支援機構法に基づき、事業者が負担すべき経費等は含まれていない。

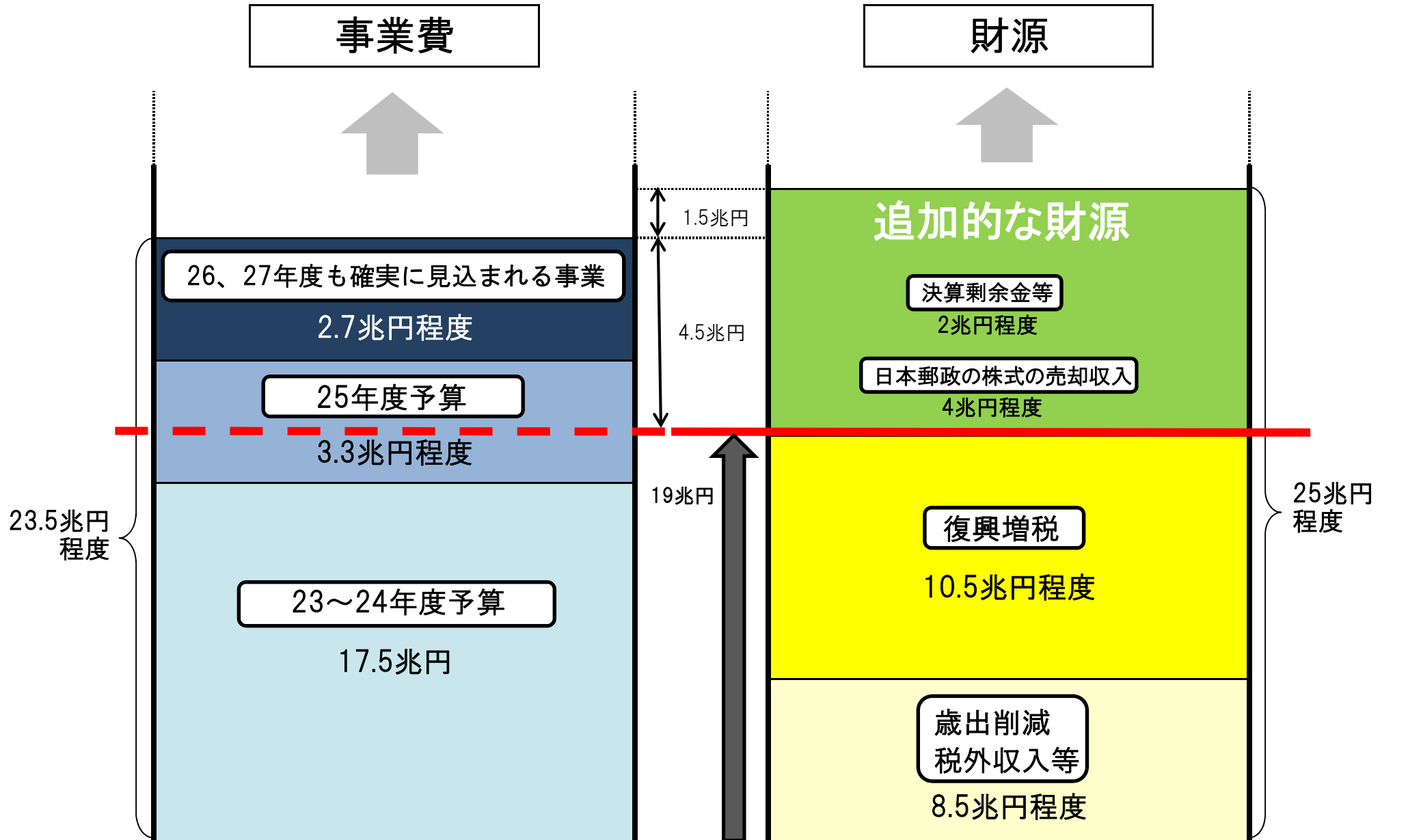
### 3. 今後の進め方

毎年度の予算編成において、被災地の復旧・復興に必要となる施策・事業を見直したうえで、そのための財源の検討を行い、必要な予算を確保する。

これを踏まえ、被災地の復旧・復興のための施策・事業の規模と財源の枠組みについて、必要に応じ、見直しを行うこととする。

なお、復興関連予算について、不適切使用等の批判を招くことがないように、使途の厳格化を行う。

# 集中復興期間の復旧・復興事業の規模と財源(概要)



# 復旧・復興予算の概要(主な事業)

## 25年度復興予算:3.3兆円程度

### 被災者支援

- 被災者生活再建支援金補助金
- 災害救助法による災害救助(応急仮設住宅関連)
- 緊急スクールカウンセラー等派遣事業
- 介護等のサポート拠点に対する支援 等

### まちの復旧・復興

- 復興交付金
- 災害復旧事業
- インフラ復興事業
- 災害廃棄物の処理 等

### 産業の振興・雇用の確保

- 津波・原子力被災地域企業立地補助金
- 災害関連融資
- 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業
- 東日本大震災農業生産対策交付金 等

### 原子力災害からの復興・再生

- 長期避難者生活拠点形成交付金
- 福島定住緊急支援交付金
- 原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業
- 中間貯蔵施設の設置に向けた取組 等

### 震災復興特別交付税

## 26・27年度に確実に見込まれる事業 :2.7兆円程度

### 復興交付金

著しい被害を受けた地域の復興を進めるため、公共施設等の災害復旧だけでは対応が困難な失われた市街地の再生等を、一つの事業計画の提出により一括で支援

### 災害復旧事業

事業計画及び工程表も踏まえ、東日本大震災で被災した海岸堤防、農地・農業用施設、上水道、学校等の復旧を重点的に実施

### インフラ復興事業

復興道路、復興支援道路の整備、農林水産基盤整備、社会资本整備総合交付金等を実施

### 震災復興特別交付税 等

災害復旧事業等に係る地方負担分の措置。